

国立景観求償問題と司法・裁判所

170611

田中 隆（弁護士・国立景観求償訴訟弁護団）

1 2つの前史・司法・裁判所が問われていたもの

(1) 明和訴訟判決と住民訴訟判決

- * 明和訴訟＝明和地所が国立市に賠償請求

東京高裁判決 2005（H17）1112 根本判決。

4億円の賠償を命じた地裁判決を破棄。2500万円の賠償を命令。

最高裁で確定。3123万円（利息含）を賠償。明和地所は同額が寄付。

- * 住民訴訟＝住民が市長に対する賠償請求（求償）を国立市に請求。

東京地裁判決 2010（H22）1222 川神判決。

根本判決と同じ「論理」で請求を義務づけ。佐藤市長（当時）の控訴取下げで確定。

- * 市民への発言（第1）、法的規制への強引な転換（第2）、市議会での答弁（第3）、東京都への要請（第4）の「4つの行為」は、「中立・公平」「執拗な目的遂行」「強引な転換」の「3つの基準」に照らして全体的に観察すれば違法。

(2) 神戸市事件最高裁判決

- * 派遣法によらない外郭団体の人件費の支給につき市長への損害賠償を市に請求。

一審判決・控訴審判決 市長の責任を認め、市議会の放棄議決を無効。

- * 最高裁判決 2012（H24）0420。控訴審判決を破棄。請求棄却。

補助金での支給が違法と確定せず過失なし。議会の権限濫用にあたらず放棄有効。

- * 首長の個人責任に合理的限定を加えようとする最高裁による「判例法理」の形成。

大東市事件判決（120420）、さくら市事件判決（120423）も同趣旨。

不法目的がなく住民利益に沿えば免責の方向。私利私欲の場合等への限定を示唆。

(3) 裁判所に投げかけられていたもの

- * 国立市の求償訴訟提起 2011（H23）1211

求償訴訟での国立市の主張は根本判決の「論理」そのもの。

- * 景観保護という民意を実現するための市長の行為を理由に賠償を命じた「論理」を認めるかどうか。個人責任に合理的限定をはかろうとする最高裁判決を継承・発展させるかどうか。

2 3つの判断・裁判所は、なにを裁き、なにを裁かなかったか

(1) 一審判決 東京地裁2014（H26）0925

- * 国立市の請求を棄却

- * 「4つの行為」は民意の裏づけのある政治的理念にもとづくもので、違法性の高いも

のではなかった。「3つの基準」には触れず。

市議会の放棄議決は権限濫用ではなく、市長の求償権を行使は信義則違反。

* 神戸市事件判決を適用した判決。

求償訴訟に適用して発展させ、議会の放棄議決と首長の責任の問題にも踏み込んだ。

(2) 控訴審判決 東京高裁2015 (H27) 0910

* 一審判決を破棄。3123万円+利息の賠償を命令。

* 「4つの行為」を解体・再編。「強引な転換」(第2)を除外。「発言」(第1)で住民運動を利用、「答弁」(第3)「要請」(第4)の報道で営業妨害。「3つの基準」や全体的観察は言えず。市議会の行使決議で市長の信義則違反は解消。

* 「結論先にありき」で事実と法理を歪曲した判決。

存在しない「答弁」の報道をねつ造し、報道の影響を歪曲し、適法な市民運動の結果を市長に押しつけるもの。放棄議決の効力を矮小化。

事実誤認にとどまらず憲法に違反。

(3) 上告審決定 最高裁2016 (H28) 1213

* 上告棄却。

* 主張は事実誤認・法令違反で、憲法違反などの上告理由にあたらぬ。

* 控訴審判決への判断の回避。

最高裁は「市民運動の結果に責任」や「報道の影響に責任」を認めたわけではなく、これらが最高裁判例になったわけではない。

だが、最高裁はただすべき誤判をたださなかった。

3 判決と決定の間に横たわるもの・・2012年から16年へ

* 2012年 4月 神戸市事件判決など3判決

事実誤認・法令違反をただし、個人責任に限定を加える「判例法理」を創出。

2016年12月 国立景観求償事件決定

その「判例法理」を適用しようとし、判断を回避(判断から逃避)。

* 神戸市事件など3事件=政権交代から民主党政権の時代。「自治と分権」の時代。

国立景観求償訴訟=「1強」の時代、強権国家・外征国家の時代。

12年に「判例法理」を創出した最高裁は、5年後には自治の圧殺に加担。

厚木空港騒音訴訟差止請求棄却逆転判決 161208 5日前

沖縄辺野古訴訟上告棄却判決 161220 1週間後

* 行政権力に迎合する司法・裁判所を生み出しているもの

市民社会と切り離された裁判所

政治活動を全面禁止され、「もの言えば唇寒し」の裁判官

* 司法・裁判所を変える課題と、平和と人権、住民自治を守る課題は同心円に。